



令和4年4月改定

松江市ごみ集積施設整備事業補助金

【補助金の目的】

一般家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の景観保全及び収集業務の効率化を図ることを目的としています。

【補助の対象】

- 2世帯以上で整備する集積所
- 分譲集合住宅に設置する場合、新築から原則5年以上経過したもの
- 補助対象外とするもの
 - ・ 新規住宅団地造成時又は、集合住宅建設時、賃貸集合住宅

【補助要件】

- 集積所を設置する土地の所有者の占有許可（官地の場合）、又は承諾（民地の場合）が得られているもの
- 耐久性のある材質で製造されているもの
- 整備後、設置者が適正に維持管理を行なうもの
- 構造は周囲が囲まれているもので、一辺が開閉式扉になっているもの
- ごみ収集車の通行および積載作業が容易にできる場所に設置されるもの

【その他】

- 補助金申請は一事業につき、原則5年以内に1回限りとする。ただし、第3者に起因し、集積所設置する必要性が生じた場合を除く
- 対象経費はごみ集積箱本体経費、設置工事費（基礎工事費、配送経費を含む）とし、土地買収費、解体撤去費、借地料は除くものとする
- 補助額は、補助対象経費か補助限度額の内、金額の低い額とする

○新設する場合（新たに集積施設を設ける場合を新設とする）

補助金の額（補助対象経費又は補助限度額のいずれか低い方）

世帯数	対象となる大きさ	補助金限度額
2～15世帯	世帯数×90リットル	世帯数×18,000円
16世帯以上	1,440リットル以上	300,000円

○更新する場合（既存の集積施設を撤去し、新たに整備する場合を更新とする）

補助金の額（補助対象経費又は補助限度額のいずれか低い方）

世帯数	対象となる大きさ	補助金限度額
2～15世帯	世帯数×90リットル	世帯数×13,500円
16世帯以上	1,440リットル以上	225,000円

○修繕する場合

補助金の額（補助対象経費又は限度額のいずれか低い方）

世帯数	補助金限度額
2～15世帯	世帯数×6,000円
16世帯以上	96,000円
共通事項	5,000円を超えるもの

◆注意事項

- ・ 設置や修繕を事前に着手された場合や、既に完了している場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください

【問い合わせ先】 リサイクル都市推進課 電話55-5281

HP: [松江市 ごみ集積所](#) で検索